

座談会 「当期純利益（純損益）をめぐる 最近の議論」

1. はじめに	9
2. IASB における審議状況	9
3. 純損益の位置づけ	11
4. OCI を使用する状況	15
5. リサイクリング	22
6. 測定基礎の選択	25
7. 意見発信の意義、困難さ	29
8. 今後に向けて	32



奥左から川西安喜氏、小賀坂敦氏、紙谷孝雄氏
手前左から米山正樹氏、鶯地隆継氏、徳賀芳弘氏

IASB 理事	おうち たかつぐ 鶯地 隆継	ASBJ ディレクター（総括担当）	かみや たかお 紙谷 孝雄
京都大学経営管理大学院 教授	とくが よしひろ 徳賀 芳弘	ASBJ ディレクター（国際担当）	かわにし やすのぶ 川西 安喜
東京大学大学院 経済学研究科教授	よねやま まさき 米山 正樹	〔司会〕 ASBJ 副委員長	こがさか あつし 小賀坂 敦

座談会 「当期純利益（純損益）をめぐる 最近の議論」

1 はじめに

小賀坂 本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。国際会計基準審議会（IASB）は、昨年7月にディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」を公表し、現在、公開草案の公表に向けた審議が行われています。そこでは、かねてから我が国として国際的に意見発信を行っている当期純利益（純損益）に関する議論がなされています。本日は、鶯地 IASB 理事、京都大学の徳賀先生、東京大学の米山先生をお招きして、純損益に関する審議状況について意見交換を行いたいと思います。

企業会計基準委員会（ASBJ）からは、IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）のスタッフも兼務し、IASB の概念フレームワーク・プロジェクトの担当スタッフである川西ディレクター、2013年12月の会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議のアジェンダ・ペーパーを草稿した紙谷ディレクターにもご参加いただいています。

2 IASB における審議状況

小賀坂 では、まず、IASB における概念フレームワークの見直しプロジェクトの全体の状況について、鶯地理事からご説明いただけますでしょうか。

鶯地 概念フレームワーク・プロジェクトですが、昨年の7月にディスカッション・ペーパーを公表し、今年の1月14日にコメント期間を締め切りました。いただいたコメントは221通に上りまして、都合140のアウトリーチのミーティングを行いました。公開のラウンドテーブルも、ロンドン、トロント、サンパウロ、東京と、全世界をカバーする形で行われております。それ以外にも、ASAF 会議において、それぞれのテーマについてご議論いただいたという状況です。

現在、いただいた意見を反映しながら、ディスカッション・ペーパーで公表した内容を一部修正して、公開草案の公表に向けて準備をしているところです。うまくいけば、年内に議論は終了して、来年の第1四半期、できれば早い段階で公開しようと考えております。

まず純損益とその他の包括利益（以下「OCI」という。）に関する議論以外について説

明すると、ディスカッション・ペーパーから大きく変更となっている点がいくつかあります。1点目としては、概念フレームワークの目的としてIASBだけでなく、作成者等の関係者がIFRSを理解するために役立つものを目指すことにしました。

次に、財務諸表の構成要素にかかわる部分ですが、特にその中で、私自身は比較的大きな変更ではないかと思いますが、資産の定義につきまして、資産は権利の束であるということを強調しています。例えば、固定資産であれば、固定資産を使用する権利や売却する権利、あるいは担保に入れる権利といった様々な権利があります。この権利を1つ1つ取り扱うこともあれば、その束をまとめて1つの資産として表示することもあり得るという考え方をとってはどうかとしています。言ってみれば、資産の中の構成要素を強調するという方向です。

続きまして構成要素についてです。純損益を構成要素とするかどうかというのは日本にとって最大の関心事ではあるのですが、この点については、次の公開草案ではおそらく純損益を定義するという形にはせずに、やはり収益と費用という言い方をして、収益と費用は資産

と負債の増減により算出されるという構成要素のたてつけは変わらないということになると思います。ただ、これはB/Sを重視するという意味ではなくて、あくまで構成要素としてたてつけるのであれば、やはり資産、負債を定義してその増減により収益と費用を差額として計算するという形が一番効率的ということですので、資産がP/Lより大事であるということを行っているわけではありません。P/Lの観点から、こういうP/Lを算出したいので資産の測定方法を定めることもあり得るということなので、概念フレームワークの構成要素の仕組みだけをもって、B/S重視だということではないわけです。この点は、日本の関係者の方にしっかりご理解いただきたいと思います。

もう1つは、負債に関しましてディスカッション・ペーパーでは3つの案を出しておりましたが、現時点の暫定決定では、推定的債務というのはあり得るだろうとしています。推定的債務に関してどういう表現をするかということ、義務を履行しなければいけないということについて現実的に避ける能力があるかどうかとしています。このあたりは、もしかすると実際の会計基準に直接的に影響してくるような内容であるかと思います。

さらに重要な問題点としては、資本と負債の区分があります。資本と負債の定義に関しては従来の考え方から変わっていませんで、負債の定義をした結果、その残余が資本であるという考え方をとっています。ただし、資本と負債の区分というのは、概念上、非常に難しく、特に資本性金融商品については難しい議論があります。そのため、別途、FICEプロジェクトというリサーチ・プロジェクトを開始しています。このリサーチ・プロジェクトにおける議論によっては、やはり負債の定義を少し変えて、資本と負債の境界線を少し変えたほうが良いのではないかという議論は、もしかすると公開草案



IASB 理事 鷺地 隆継氏

を出した後、起こってくる可能性があるかなと思っています。

あと重要なのが開示に関して概念的にどう整理するかということですが、概念フレームワークにおいて開示についていろいろ進めていくというのはなかなか難しだろうということで、これはリサーチ・プロジェクトと並行して行うということになっています。リサーチ・プロジェクトでは、開示の原則は何か、コミュニケーションの原則は何かということを議論していくので、開示に関してはどちらかというリサーチのプロジェクトを中心に行っていくということになります。

最後に、今回の概念フレームワークのプロジェクトにおいては現在の概念フレームワークの第1章及び第3章については対象外にすることだったのですが、関係者から、第1章及び第3章の見直しが必要だという声がたくさん聞かれました。そのため、受託責任（stewardship）及び慎重性（prudence）について見直しました。

まず受託責任についてですが、実は現在の概念フレームワークにおいても受託責任の考え方は含まれているのですが、経営者がいかに企業の資源を効率的かつ効果的に利用するかという表現が使われています。これは、受託責任という言葉が国によっていろいろ違う意味で使われてしまっているため、混乱が生じることを懸念して、あえてその表現を避けたのですが、各国から来た意見としては、やはり一言で受託責任とあらわしたほうがわかりやすいということなので、この言葉をもう一度使ってはどうかということです。

もう1つ、ある意味かなり重要な話は、慎重性についてです。慎重性という言葉は、現在の概念フレームワークにはございません。これは、中立性に反することが考えられたためです。ただ、慎重性というのは必ずしも否定され

ているわけではなくて、実際の会計基準では明らかに慎重性だけを理由としているものはたくさんあるわけで、その文脈における慎重性というのは当然必要だと思います。この点、慎重性というのは保守的（conservative）とは違って、資産又は収益が過大表示されず、負債又は費用が過少表示されないようするため、不確実性がある状況において、判断を行う際に懐疑性を働かせるものであるという説明を行うことにより、慎重性を復活させることが暫定決定されています。

3 純損益の位置づけ

小賀坂 鶯地理事ありがとうございます。今お話しいただきましたように、今回のIASBの概念フレームワークの見直しプロジェクトの論点は多岐にわたりますが、本日は、純損益とOCIについて深掘りして議論を行いたいと思います。

まず純損益の位置づけについて議論をしたいと思います。この点について、IASBボード会議における暫定決定及びその背景について、川西ディレクターからご説明いただけますでしょうか。

川西 これまでの暫定合意では、純損益を「その期間の企業の業績に関する主要な情報源」であると説明した上で、合計又は小計として要求するということになっています。ここで合計又は小計という表現を使うのは、いわゆる1計算書方式を採用する場合には小計として表示し、いわゆる2計算書方式を採用する場合には合計として表示することが想定されています。

過去の純損益に関するIASBの審議においては、いわゆる1計算書方式に一本化した上で、ボトムラインを包括利益とし、その上で、純損益の表示やリサイクリングは廃止をするといっ

た考え方が示され、比較的多数の理事によって支持されていたということがあったかと思えます。現在の理事の多くは、そのように考えていないようであり、IASBのフーガーホースト議長も、過去のIASBの考え方からの大きな方針転換であるということをも明言されています。

純損益の定義については、純損益に含める項目と、OCIに含める項目を明確に識別する特性を特定できないという考えから、直接、定義をすることはせず、レリバンスの観点から判断すると述べるにとどめることとされています。また、純損益を財務諸表の構成要素とは考えておらず、あくまで収益及び費用の表示の問題であるという整理がされています。

小賀坂 ありがとうございます。それでは、この暫定決定に対するASBJの考えを、紙谷ディレクターからご説明いただけますでしょうか。

紙谷 今、川西ディレクターからご説明のあった暫定決定に関して、純損益を当該期間の企業の業績に関する主要な情報源としている点につきましては、以前、IASBにおいて純損益は不要ではないかという議論があったことを思いますと評価しています。しかしながら、純損益を構成要素としていない点と定義を行っていないという点に関しては、賛成していません。

まず、構成要素に関しては、我々としては財務報告の目的に照らしたところで構成要素を決定すべきと考えております。ここで企業の財務業績を報告するという観点においては純損益が最もレリバンスが高い情報を提供すると考えておりますので、純損益を財務諸表の構成要素として取り扱うべきと考えております。この点、IASBは純損益を構成要素とせずに表示や開示の問題として捉えようとしていますが、それは適切ではないと考えています。

次に、純損益の定義についてですが、IASB

は純損益について堅牢な定義を行うことができないとの理由から定義を行っていませんが、我々としては、純損益を定義すべきだと考えており、その活動の一環としてASAF会議のアジェンダ・ペーパーにおいて純損益の定義を提案しました。

小賀坂 ありがとうございます。それでは、今、川西ディレクターと紙谷ディレクターから説明がありました純損益の位置づけについて、徳賀先生、米山先生、鷺地理事からコメントをいただきたいと思えます。まず、徳賀先生からお願いできますでしょうか。

徳賀 まず、通常、専門用語を定義なしに用いることはないと思えます。特に会計上の認識・測定に関する概念は優れて理論負荷的かつ概念負荷的ですので、定義が明確でなければ異なる認識主体の間で認識・測定を共有することは非常に困難でしょう。明確な定義がないということは、純利益という用語を使う者がどのように解釈して使ってもよいということを意味します。

もう少し具体的に言いますと、会計実践で使う用語の定義ですから、内包的な定義のみならず、操作的な定義もしなければならぬと思



京都大学経営管理大学院教授 徳賀 芳弘氏

ます。内包的な定義というのは、当該用語が適用される事物が共通に有する性格を言語で表現したものです。例えば、ASBJの純利益の定義では、「ある期間における特定企業の事業活動に関する不可逆的な成果についての包括的測定値」と規定していますが、このような定義が内包的定義です。他方、操作的定義としては、例えば、「ある期間における特定企業の不可逆的な期間収益から当該収益を生み出すのに貢献した費用を差し引いた金額」（これはASBJの定義とは異なることに注意してください）というように、何に何を足して何を引いた結果とか、何に何を掛けて何で割るといったことを示したものです。

会計利益は、歴史的に見ても差額概念（操作的定義）ですから、営業利益であっても、経常利益であっても、純利益であっても、包括利益であっても、いずれも差額として操作的に説明され得るはずですが、したがって、本来は、内包的定義と操作的定義の両方が必要ですが、内包的定義について合意が得られない場合でも、最低限、操作的定義のみを示すことは可能です。純利益を算定するためのある特定の収益と特定の費用ということが明確に定義できれば、その差額として純利益を操作的に定義することができます。

もう1つは、紙谷ディレクターが言われていたように、純利益に構成要素としての地位を与えるにはどうすればよいかという問題ですが、包括利益計算の途中経過としてではなくて、損益計算書におけるフロー計算という視点から考えられる業績は純利益であると示すべきと思います。他方、財政状態計算書におけるストック計算の視点から考えられる業績は包括利益であるということになります。このように、純利益に、包括利益計算の途中経過ではない独立した意義を与えてやらないと、構成要素としての地位を得ることはできないと考えています。

小賀坂 ありがとうございます。続いて、米山先生、お願いいたします。

米山 私も、徳賀先生と同様に、IASBが純損益を定義していないことについて簡単にコメントさせていただきます。

昨年7月に公表されたIASBのディスカッション・ペーパーでは、純損益を直接定義することに代えて、OCIを厳密に定義することに焦点が当てられていたと理解しております。その後の審議におきましても、この基本方針は変化していないと理解しております。後ほど、改めて詳しくお話しますが、OCIに含まれる項目の特定化という「迂回」を通じて純損益の性質を明らかにしようとする試みは、残念ながらいくつもの問題点を抱えているように思います。それゆえ、たとえ困難であっても、純損益を定義するための試み、あるいは純損益に固有の特性を直接記述するための試みは引き続き検討に値すると考えております。

純損益を定義しない、あるいは定義できない理由に関するIASBのこれまでの議論には、純損益がなぜ必要とされているのか、純損益の情報が投資家らの意思決定とどう関わっているのかという、最も根本的な点に関するコンセンサ



東京大学大学院経済学研究科教授 米山 正樹氏

スが欠けているように思います。純損益が必要とされる理由に関する議論は、「市場関係者がそれを求めているから」という次元にとどまっております。なぜそれを市場関係者が求めているのか、という点はほとんど顧みられていない、というのが私の印象です。この点をもう少し深く考察し、ある程度のコンセンサスを得ることができれば、純損益の定義に関して新たな視野が開けてくるのではないかと考えております。

小賀坂 ありがとうございます。それでは、篤地理事、コメントをお願いします。

篤地 確かに純損益の定義はしていないのですけれども、今回は定義をすべきかどうかについて相当突っ込んだ議論をしています。もちろん純損益の定義ができれば、構成要素としていろいろな意味でOCIとの区別もしやすいですし、業績が何なのかとか、いろいろな基準でも役に立つであろうということは理解しています。その上で、ASBJのアイデアを伺ったり、ASAF会議などで、どのように定義できるのか議論しております。ただ、やはりなかなか純損益を定義するのは難しいというのが現状です。別に定義することを拒んでいるというわけではないので、良い定義のアイデアがあれば、ぜひ公開草案の段階で提出していただければ良いかなと思います。

ただ、ASBJの定義するように不可逆というような形で定義をしたときに、例えば減損は本当に不可逆なのかというような問題もあります。減損した後に売却したら減損したものよりも高い金額で売れる場合もあるわけですし、何をもって不可逆と言うのかとか、いろいろな矛盾点が逆に出てくる可能性があると思います。こういった議論はあまりしていないのですけれども、やはり定義をして一時的にはよかったとしても、どんどん掘り下げていくと、逆にそれが縛りになってしまったり、むしろいろいろな意味で不都合なところが出てくるのではないかと

考えます。また、実現というような概念でいえば操作性もかなり高くなるわけで、株の売却益で当期の利益を操作するというのも可能になるため、そういったことがやはりいろいろ難しいのではないかとということです。

さはさりながら、純利益が一番大事であるということについてほとんどの理事は異論がないと思います。いかに純利益が役に立ち、投資家が投資判断をするのに有用な指標となるかが会計基準の一番重要なポイントであるというのは、先ほど川西ディレクターからご説明があった今回の概念フレームワークの公開草案を見ていただければ、よくおわかりいただけるのではないかと思います。

純利益を企業の業績に関する主要な情報源として記述することは先ほど説明していただきましたが、それに加えて「純損益は、当該期間中に経済的資源に対して企業が生み出したリターンを描写し、将来キャッシュ・フローの見通しの評価に役立つ情報を提供する」という言い方をしています。これは、要するに純損益というのは、報告期間においてどれだけの業績を上げたかを見るための指標なのだということかと思えます。

暫定決定では、概念フレームワークの中でメカニカルに不可逆と言ってしまふような制限はかかずに、投資家が見て、業績として一番適切だろうと判断できるものを目指すとこの言い方をしています。ですから、ある意味かなりジャッジメンタルにならざるを得ないのですけれども、それでも純損益が一番大事であって、期間の成果を見るものなのだということまで踏み込んで言っていますので、この考え方に基づいていろいろな会計基準の開発はできるのではないかとこのレベルまでは来ていると思います。そういう意味では、日本が主張されていることに応えているのではないかと私は思っております。

小賀坂 ありがとうございます。川西ディレクターにお伺いしますが、純損益の議論について、FASBとしてはこの問題について、どう取り組まれてきたかということについて、お話しいただけますでしょうか。

川 西 現行のFASBの概念フレームワークでは、earningsという、純損益に非常に近い概念と包括利益とが定義されています。このうち、包括利益は財務諸表の構成要素の1つになっていますが、earningsは財務諸表の構成要素になっていません。

先ほど少しお話がありましたけれども、FASBは概念のフレームワークの見直しに当たり、第1章と第3章をIASBと共同で開発しましたが、今、IASBの概念フレームワーク・プロジェクトはIASB単独で走っています。FASBでも独自に概念フレームワークを見直そうという話がありますが、まだ始まったばかりです。財務諸表の表示のあり方を検討する中で、純損益についても議論される可能性があると思いますが、まだ具体的に進んでいません。

小賀坂 ありがとうございます。歴史的には、純損益について、実現や、今、お話しいただいたようにFASBではearningsという言葉で説明されてきましたが、一般の方々は、なぜそういった用語で定義してはいけないのかと疑問を持たれるように思います。先ほど鷺地理事からは、実現という言葉については操作性が高いのではないかと、また、利益操作が行われてしまうのではないかとというようなご懸念がありましたが、実現やearningsという言葉では不都合があるのかという点について、徳賀先生、米山先生、お話しいただけるとありがたいです。

徳 賀 実現の時点を決める際に非常に大きな解釈の余地があるということ、そのためそれが利益操作（earnings management）に利用され、それを規制するために、米国では取引ごとの実現時点を決めるための細則が膨大なも

のとなったことでしょうか。英国でも同様の実現時点の会計操作（creative accounting）が問題となったと記憶しています。この問題を我々が何らかの形で解決できるのであれば、実現利益概念を用いることを主張すると言ってよいと思いますが、この問題の解決は難しいと思います。

実現やearnings概念の否定以外に、「リスクからの開放」という、以前、日本の概念フレームワークで用いている概念が受け入れられなかった理由を知りませんが、もしその否定にも説得的な理由があるのであれば、それら以外に我々は何か考えなければならぬと思います。

小賀坂 米山先生からもお話しいただけますでしょうか。

米 山 非常に難しいご質問です。実現という概念を用いている限り、「原理的に」純損益を定義できない、ということはありません。実現という概念が敬遠されているのは、既にそれが多義的に用いられており、語法の統一を図るのが困難と考えられているためなのでしょう。そうであれば、むしろ同床異夢の事態を脱するために、新しい言葉を用いて、どこで一致点が図られるのかを考えていったほうがよいというのが、市場関係者の多くの声ではないかと推察しております。

4 OCIを使用する状況

小賀坂 ありがとうございます。それでは、続いてOCIを使用する状況に移りたいと思います。

純損益を明確に定義しない中で、OCIを使用する状況について、現在のIASBの暫定決定及びその背景について、川西ディレクターからご説明いただけますでしょうか。

川 西 これまでの暫定決定では、すべての

収益及び費用項目は純損益に含めるとの反証可能な仮定を置くこととされています。すなわち、IASBが特定の会計基準を開発する段階で、収益又は費用項目の全部又は一部をOCIに含めることが純損益のレリバンスを高めると結論づけた場合には、この反証可能な仮定を覆すことができるとされています。反証可能な場合の例として、貸借対照表上のある資産又は負債の測定に特定の測定基礎を用いることが適切である状況において、純損益の算定上は別の測定基礎を用いることが適切であるような場合が挙げられています。このような場合には、貸借対照表上の資産又は負債の変動額と、純損益の算定に用いられる金額との差額がOCIに含めて報告されるということになります。なお、貸借対照表上の資産又は負債の測定に取得原価に基づく測定値が用いられている場合には、この反証ができないこととされています。

小賀坂 ありがとうございます。この暫定決定に対するASBJの考えを、紙谷ディレクターからお願いいたします。

紙谷 原則として収益、費用項目を純損益とするということ突き詰めてしまうと、OCIを廃止又は最小化するという方向に行き過ぎることを懸念しています。すなわち、包括利益イコール純損益となることがむしろ良いという方向になることを懸念しています。

我々としては、企業の財政状態の報告の観点と、企業の財務業績の報告の観点から測定基礎を使い分けた結果、包括利益と純利益がそれぞれ算出され、それをつなぐ連結環としてOCIが使用されると考えています。このように測定基礎を財務業績と財務報告の観点から使い分けることが重要だと考えておりますので、必ずしもOCIが多く使われるとは考えていないものの、OCIの使用を最小化すること自体が目的になるべきでないと思っています。

また、暫定決定では2つの測定値を使う場合



ASBJディレクター（総括担当） 紙谷 孝雄氏

にOCIが使用されるとされていますが、この点はIASBの見解に同意しています。ただ、この2つの測定値を使う以外の状況でOCIがどう使われるかについては、十分に特定されていないと思っています。我々としては2つの測定値を使う以外の状況でOCIが使用される状況をより詳細に特定していく必要があると思っています。

小賀坂 このOCIを使用する状況について、まず徳賀先生、コメントいただけますでしょうか。

徳賀 紙谷ディレクターが心配されている、純利益の包括利益化という方向でのOCI問題の解決を避けるためには、やはり、純利益概念の内包的かつ操作的定義を明確に示すこと、あるいは難しいかもしれませんが、包括利益の純利益化を主張することだと思います。後者が難しい限り、OCIの定義も必要です。

基本的には、説明があったように、財政状態計算書と損益計算書との測定属性が異なるための両者のブリッジという案に賛成です。その他の様々なOCI項目に関しては開示で補うことができるのではないのでしょうか。

小賀坂 米山先生、いかがでしょうか。

米山 この問題については、2つの局面に分けてコメントさせていただきます。

第1のコメントは、ある項目をOCIに含めるかどうかをレリバンスの観点から判断するという決定に関するものです。私も学界関係者の観点からすれば、限定的な情報しか与えられていない状況においては、ある項目がレリバントかどうかの判断は非常に困難です。レリバンスの存否を論じるためには、厳密には、利益情報を必要としている投資家らがどのような観点から意思決定を行うのか、また、彼らがどのような情報を既に得ているのかといった様々な事実が与えられなければなりません。

にもかかわらず、十分な情報を欠いたままでレリバンスの存否や程度に関する評価が基準開発の段階で求められる場合、そこでは恣意的な判断が行われてしまうおそれが残ります。

また、IASBがレリバンスの存否や程度を評価する場合、暗黙のうちに、OCIに属する特定項目に固有のレリバンスだけに関心が寄せられていることと思いますが、実際には、ある項目をOCIに含めるかどうかの影響は、純損益の性質などにも及びます。ある項目に関する会計処理の変化がレリバンスに及ぼす影響は、その項目にとどまらず、利益計算のシステム全体にも及ぶわけです。レリバンスの観点から会計処理を検討する場合、システム全体に及ぶ影響をも考慮しなければならないはずですが、これまで公表されてきたIASBの関連資料ではこの問題が意識されていないように思います。この点にも懸念を抱いております。

最後に、より根源的な問いかけとなりますが、OCI項目の取扱いをもっぱらレリバンスの観点から判断してよいかということも検討に値すると思います。レリバンスの存否や程度が基準開発に際して考慮すべき重要な事項であることは言うまでもありません。ただ、それが基準の適否を判断するための唯一の尺度である保

証もありません。「レリバンスの重視」はIASBが改訂済みの概念フレームワークで表明しているスタンスですから、これが急に変わるとは思えませんが、OCIの範囲に係る論争は、そうしたスタンスを再検討する必要を示唆しているように思います。

続く第2のコメントは、純損益を直接定義することに代え、OCIに含めるべき項目の特定化を通じて純損益を間接的に定義づけようとするIASBの試みに関わるものです。純損益とOCIとの区分に係るこれまでの基準開発は、純損益のほうが主要な業績指標として市場関係者に尊重されてきたことを示唆しています。そうであれば、OCIに含まれる項目の明確化を図ることの最終的な目標は「OCI自体の積極的な意味づけ」ではなく、「OCIに含まれない項目としての純損益の意味づけ」となります。IASBがそのような視点に立った明確な方針を持っていれば、OCI項目に焦点を当てた分析から何らかの有意義な含意が引き出せるかもしれません。

しかし昨年7月に公表されたディスカッション・ペーパーにおいてIASBから示された提案は、OCIに含まれる項目に共通の特性を探り、その共通特性に基づき「OCIを用いるべきケース」を少数のグループに限ることにとどまっています。OCIに含める項目を「特定の要件を充足したもの」に限定した結果、純損益にどのような性質が与えられるのか、またそこで付与された性質が投資家の意思決定にどのような形で資すると考えられているのか、などの点についての明確な提案はなされていないように思います。こうした考察を欠いた状況では、たとえOCI項目の特定化を試みたとしても、根本的な問題解決は図られていません。

この点を明らかにするため、IASBの「OCI項目が満たすべき要件」を充足しない新たな項目が、仮に新たな経済取引から生じた場合を考

えます。形式的な議論からすれば、この項目は「OCIに含めるべきではない」こととなります。しかし既存の要件がこの新たな取引の存在を念頭に置かずに設けられたことに鑑みると、「既存の要件を充足しないこと」が「OCIに含めるべきでない」という判断と結びつかないケースも想定できます。この「新たな取引」への対応を決めるためには、「なぜ特定の要件が求められるのか、それは純損益やOCIにどのような性質を付与することを期待して設けられたものなのか」を明らかにしておく必要がありますが、IASBはいまのところこうした考察を欠いているように思います。

小賀坂 ありがとうございます。鶯地理事、いかがでしょうか。

鶯地 OCIは“Other Comprehensive Income”ですから、まさに「その他の」包括利益です。その他の包括利益を決めた残りが、「その他」として純利益だということ、お互い「その他」になって見合っているわけなので、「その他」と「その他」で自己撞着というのはご指摘のとおりだと思います。だから、道理からいえば、Other Comprehensive Incomeという以上は純利益があって、その純利益に当てはまらないものが「その他」なのだという位置づけでないとおかしいのです。

IASBはこの点を完全に理解をされていて、暫定決定ではディスカッション・ペーパーから踏み込んでいます。今、米山先生がディスカッション・ペーパーに基づいておっしゃっていましたが、その後、話が変わっておりまして、現在は、川西ディレクターからご説明あったように、反証可能な仮定という言い方をしています。反証可能な仮定ということは、デフォルトは純損益なのだということを言っていて、包括的(all inclusive)ですべてのものが純損益に入ることが大前提だとしています。ですから、クリーン・サープラスという言葉は使っ

ていませんけれども、基本的にすべてのものは最終的に純利益を通して財務諸表に反映させるべきなのだという考え方です。

その上で、クリーン・サープラスといったときには時間軸の問題があって、最終的には純損益になるのだけれども、その期間の損益としては不適切なのではないかというものについては、反証可能な仮定という形でOCIに一時避難をしましょう、というのが今回のたてつけです。こういうたてつけに持っていく過程においては、当然、ASBJの意見というのはかなり斟酌されています。紙谷ディレクターにもリポートしていただきましたし、ASAF会議でも議論した上で反証可能な仮定にしたということなので、そういう意味では、たてつけとしてかなり考えてつくったつもりです。

では、そのたてつけとして反証可能な仮定になるときに何をキーにするかということ、やはり最終的にはレリバンスにならざるを得ない。すなわち、当期の損益としてレリバンスがあるかないか。レリバンスがなければ、当期として純損益に入れるのはやはりまずいのではないか。レリバンスが出たタイミングでリサイクルをする。ですから、OCIに入れる、入れないも、当然、前提としては入れないのがベストです。入れたのならば、必ずリサイクルするというのがデフォルトになっています。できないのであれば、それは証明しなければいけないということになっているので、IASBにかかる説明責任のハードルは相当高いわけです。

それから、ディスカッション・ペーパーであったように、3つの項目に当てはまったらOCIを使ってよいということではなくて、原則としてはOCIを使ってはだめで、使うのだったらきちんとそれを証明しなさいというハードルになっています。そういう意味では、実は日本が主張していることを、純損益を定義していない形で達成しようとしているのに近い

のではないかと私は思っております。

小賀坂 ありがとうございます。今、鶯地理事にご説明いただいたところがまさに争点になっていると理解しています。鶯地理事から包括的 (all inclusive) という表現がありました。我々が提案している定義でも包括的 (all inclusive) というのを純損益の定義の中に入れていますが、鶯地理事がおっしゃったように時間軸との関連で、会社が設立されて解散するまでの通算期間において、必ず純損益に1回は計上されなければならないという意味で、包括的 (all inclusive) という言葉を使っています。

鶯地理事のご説明の中にもあったのですが、IASBの議論を聞いていますと、通算期間において純損益に計上されるということよりも、各期において起こったことを各期においてすべて包括的 (all inclusive) に純損益に計上するというのを原則にしているように聞こえます。同じ包括的 (all inclusive) という言葉を使っているのですが、中身は違うのではないかと考えていますが、その点についてはいかがでしょうか。

鶯地 ご指摘のとおりです。今のところ、縦軸と横軸に分けて、あくまで単一の期間の中で発生したものを包括的 (all inclusive) で見るという議論になっていると思います。それをさらに横に広げて複数の期間、つまり全期間でどうかという時間軸での議論は、クリーン・サープラスのような議論をしていない関係で、まだ十分にできていないのかなと思っています。これは、私もIASBのボード会議で議論をしたときに、期間のリバンスについて、1つの期間にリバンスが必ずしもあるわけではないという話をしました。例えば年金の数理差異については、年金の数理差異が発生した年度にリバンスがあるかということ、おそらくないだろうと思います。なぜならば、年金というのは従業員が退職するまでに支払う長期の債務です

ので、確定給付制度負債や制度資産の変動による数理差異が、発生した当期にリバンスがあるかといったら、リバンスはないのではないかということでOCIを使用しているということかと思います。

では、OCIを使用したのは良いのだけれども、未来永劫、リバンスがないのかということ、私はそんなことは考えていません。少なくとも従業員が勤務している期間という意味ではリバンスがあるわけですから、複数期間に関してみればリバンスがあるのではないかと考えています。ということであれば、リサイクルのメカニズムというのは、残存勤務年数での償却が良いのかというのは、別途、会計基準レベルで議論すればよいですけれども、少なくとも残存勤務期間に関してリバンスがあるということはいえるのではないかと議論があると思うのです。ただ、そのような議論は、あまりできていないのです。

今後、OCIのリサイクルについて議論したときに、時間軸を横軸にとってどの時点でリバンスがあるかという議論をきちんとしないといけないと考えています。そうすると、リサイクルのメカニズムもおのずと決まってくるでしょうし、ほんとうにリサイクルできないものと、できるものが決まってくるのかなと思います。また、実現とは何かということも、何となく間接的に見えてくるのかなと期待しています。

小賀坂 ありがとうございます。米山先生からリバンスは重要な要素ではあるのだけれども、それを最上位とすべきではないのではないかというお話がありました。

現在の概念フレームワークの第1章及び第3章において、リバンスを重視していると思います。この点、IASB、FASBの両ボードの概念プロジェクトにかかわられた川西ディレクターから、米山先生のご発言に対して、両ボー

ドがどのように考えてきたのかについて、コメントいただければと思います。

川西 歴史的に見れば、会計基準設定のプロセスにおいて、財務諸表の作成者の声が非常に大きかったということがあり、財務諸表の利用者の意見もしっかり吸い上げる必要があることを強調するためにレリバンスの考え方を明示することになったということがあるかと思います。個々の財務諸表の利用者のニーズは必ずしも同じではありませんが、概念フレームワークはその点を認識していて、財務諸表の利用者が必要とするすべての情報を提供することはできないということ、それから、会計基準設定主体は主要な利用者の最大多数のニーズを満たす情報セットを提供することを目指すことが述べられています。

概念フレームワークのはじめの方でレリバンスについて述べられていて、続く章において、レリバンスが意味するところを、より具体的に説明するのがあるべき姿だと思いますが、いろいろところで、レリバンスは会計基準レベルで考えるとして、意思決定を先延ばししています。前に米山先生からディスカッション・ペーパーにレリバンスという言葉が何度も出てくる



ASBJ ディレクター（国際担当） 川西 安喜氏

ということをご指摘いただきました。ご指摘のとおりレリバンスという1つの言葉に頼り過ぎているかもしれないと、私も感じるがあります。

小賀坂 レリバンスというキーワードは、非常に使いやすいので、我々も論理構成するときには多用していますが、レリバンスの解釈によっては、IASBの暫定決定の「レリバンスがない場合はOCIを使用する」という意味合いも、もしかしたら我々が想定しているものと異なる結果になる危険性をはらんでいるように思います。

ここまでいただいた中で、追加でコメントは徳賀先生、ございますでしょうか。

徳賀 レリバンスの意味は必ずしも明確ではなく、「有用性」と代替的に用いられているようにもみえます。しかも、理論上の用語としての意味（目的適合性）で使われているのか、実証研究上の用語としての意味（[株価] 関連性）で使われているのかによっても、その意味は異なります。どのような意味で用いているかを明確にした上で使うべきだと思います。さらに、私は、財務諸表本体情報の硬度（hardness or softness）を重視すべきだという考え方を持っていますので、もっと測定値の信頼性を重視してほしいと考えています。IASBの場合は、残念ながら信頼性をやめて、忠実な表現に変えてしまいましたが（信頼性の位置づけが後退してしまいましたが）、それでも議論の端々を見ると、信頼性について内容的に言及をされているので、概念フレームワークでも信頼性を重要な概念として位置づけていただきたいと思います。

小賀坂 ありがとうございます。米山先生、いかがでしょうか。

米山 鶯地理事がせっかくいらっしゃるので、お尋ねしたいことがあります。IASB理事のみなさまは、「平均的な投資家がどのような

意思決定モデルに依拠していると考えられるのか、また彼らがどのような市場環境に直面しているのか」などの事実認識に応じてある情報のレリバンスは変わってくるという見解を受け入れておられるのでしょうか。IASBは基準の開発に際し、しばしばレリバンスに言及していますが、どのような意思決定モデルが暗黙の前提となっているのかは外部者に見えないものですから、レリバンスの有無や程度に関する判断の根拠を推察するのが困難なケースも少なくありません。基準開発に際しては、どのような投資家像を想定しており、彼らはどのように利益情報を活用しているのかなどについての、改訂済みの「概念フレームワーク」よりも踏み込んだ議論が必要であるように思いますが、理事のお考えはいかがでしょうか。

鷺地 その点是我々も全く同じことを考えております。ですから、現在、投資家イニシアチブというか、投資家とのコミュニケーションをどんどん行っていこうとしています。投資家が本当にレリバンスということをどう考えているのか、どういう意思決定をしているのかを理解したいと思っています。これは単にアナリストの意見だけ聞いてもだめでして、またIASBに意見をしてくるアナリストの意見だけを聞いていても、ありがたいのですけれども、それだけではだめだと思っています。やはり本当の投資の意思決定をしているバイサイドの人間、さらにその背後にいる投資家といった人たちが、どこまでを財務諸表に求めて、どこまでを財務諸表外に求めて、何ををもってレリバンスとして、何を主要な指標にしてやっているのかに関して、投資家とのコミュニケーションをもっと図っていこうとしています。これは、今日はちょっと触れませんでしたけれども、長期投資の問題ですとか、あるいは持続的な成長の問題ですとか、あるいは財務諸表だけではなくて、非財務情報の問題、あるいは、これは統合報告

とか、そういった話にもつながってくるかと思えます。

欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）などもレポートをつくってしまして、投資家といっても均質的ではなく、まさに異質であって、債券への投資家と株主、株式への投資家とで全く行動が違うと思います。株式への投資家の中でも、hypotheticalな株式への投資家と、currentの株式への投資家でも全く違うというような観点ですね。さらにほかにも、国税当局や従業員といったその他の利害関係者もいるかと思えます。これは典型的な財務諸表の目的のところから来るわけですが、彼らも利用者であると思います。

そういう均質的でない利用者の中で、川西ディレクターがおっしゃってございましたけれども、いろいろなニーズの中でどこをストライクのポイントとしてレリバンスというのかをもう少し詰めていかないことには議論ができないと思っています。この点をもっと強化しなければいけないという議論は、IASBの中で行っています。

米山 鷺地理事のお考えをお聞かせいただき、ありがとうございます。投資家らが実際に依拠している意思決定モデルを解明するための手段として、聞き取り調査から一定の示唆を期待し得るのはご指摘のとおりだと思います。学界関係者による研究成果の中には、利益情報に対する投資家の行動を主題としたものも多数みられます。投資家らが依拠している意思決定モデルなどの解明に関して理事の間でのコンセンサスを目指す際には、それらも参照していただければ幸いです。とはいえ、実証分析の解釈にはある種の「作法」が求められます。それを顧みない「我田引水のな解釈」を避けていただければ幸いです。

鷺地 おっしゃるとおりです。それもまさに我々の課題でして、非常に重要なご指摘と

思っています。我々のほうでもう1つの軸として行っているのは、実証研究の成果などを幅広く受け入れ、いろいろなレベルのアカデミックの意見をとっていかうとしています。その間口を広げようということの1つの試みが、まさにこの間のオックスフォード大学で行ったリサーチ・フォーラムです。日本のアカデミックの方もどしどし意見を言っていたらいいと考えています。また、その実証研究で得られたデータというものを持ち込んでいただきたいと思います。

徳 賀 ついでに、質問をさせていただいてもよろしいですか。IASBの概念フレームワークではFASBに比べると一般目的ということを強調されていますね。ということは、レリバンスは投資者の意思決定に限定されないのではないかと思います。つまり、利害関係者全体を考えた上での多目的レリバンスを判断しなければいけないということで、非常に難しい判断になっていると思いますが、いかがでしょうか。

鷲 地 今、言ったことと若干逆のお話になりますけれども、概念フレームワークの第1章及び第3章の見直しで強調しているのは、利害関係者をあまりに広げて税務当局や経営者にターゲットを当てると、やはりちょっとぼやける可能性があると思っています。ぼやける可能性がある最大の理由は、まさに一般目的の財務諸表のポイントとして、一般目的の財務諸表は、財務諸表以外に企業に対して情報、企業の情報に対してアクセスすることができない人に対しての情報提供ということを最大の目的としているかと思っています。一方、経営者、税務当局などは財務諸表以外のところでアクセスできます。そのような人たちが対象ではなくて、やはりアクセスができない人に対しての目的ということになりますから、どちらかという潜在的株主、つまりこれからこの会社に投資しようか悩んでいる人たちを一義的な対象として考えて

います。そのような人たちを対象とすることによって、結果的にはほかの利害関係者のニーズも満たすのではないかと考えているわけです。

先ほど、私がレリバンスということを行ったのは、利害関係者の中で、潜在的な株主という一番極端な人たちが財務諸表のどこを見ているのかを考えたいということが中心です。ここもいろいろな投資家があって、情報端末から出てきた純損益の上げ下げだけで投機的に投資している人たちと、そうではなくて何十年という形で長期投資をしている人たちとでやはり行動が違う。それから、やはり債権者という形で入り込んでいる人、あるいは会社を買収して自分の事業にしようと考えている人たち、そういう人たちがそれぞれニーズが違う。その中でストライクポイントはどこかを見ようということです。

5 リサイクリング

小賀坂 次にリサイクリングについて議論をしたいと思います。IASBの暫定決定及びその背景について、川西ディレクターからご説明いただきますでしょうか。

川 西 これまでの暫定合意では、すべてのOCI項目はリサイクリングするとの反証可能な仮定を置くこととされています。すなわち、IASBが特定の会計基準を開発する段階で、リサイクリングをすることによって純損益のレリバンスが損なわれると結論づけた場合には、反証可能な仮定を覆し、リサイクリングをしないようにすることができるとされています。反証可能な場合の例として、リサイクリングをするための明確な基礎がない場合が挙げられており、具体的には退職給付会計における数理計算上の差異の会計処理が例として挙げられています。

小賀坂 この暫定決定に関する ASBJ の考えを、紙谷ディレクターからお願いします。

紙谷 この IASB の暫定決定で、原則としてリサイクリングするという点については高く評価しています。しかし、ある期間における純損益のレリバンスが損なわれる場合にはリサイクリングしないとされており、リサイクリングしない状況が想定されていることに関して懸念しております。我々としては、先ほども申し上げておおり、財政状態、財務業績の観点から2つの測定値を使い分け、その結果、OCI が使用される場合には、関連する資産、負債の認識が中止される等の状況では、メカニズムとして当然にリサイクリングされると考えております。そのため、リサイクリングされない項目というのは存在しないと考えています。

IASB は、リサイクリングすることにより、ある期間における当期純損益のレリバンスが損なわれる例として、リサイクリングを行う基礎がないという場合を挙げていますが、これは確定給付負債の再測定を念頭に置いていると思います。確かに、確定給付負債の再測定のリサイクリングはどのような基礎に基づいて行うのが良いかについては、難しい議論かと理解していますが、基礎を見つけるのが難しいからリサイクリングしなくてよいということにはならないと考えており、我々としては、リサイクリングを行うことを所与した上でどのような基礎がよいかといった方向で議論すべきと考えています。

このノンリサイクリング処理については、今年7月に公開草案を公表した修正国際基準 (JMIS) の公開草案の開発においても広範な議論をしました。その中では、純損益の有用性を保つことを含む我が国における会計基準に関する基本的な考え方に照らして考えた場合、ノンリサイクリング処理については受け入れがたいとして「削除又は修正」を提案しています。先

ほどの確定給付負債の再測定については、平均残存勤務年数で償却することを提案しています。

小賀坂 IASB の暫定決定においてリサイクリングを原則とするとされていることは、今、紙谷ディレクターが説明しましたように我々も歓迎するところですが、ほとんどの項目が OCI に計上されずに純損益に計上されるのであれば、すべての項目がリサイクリングされても、我々が意図することとは違うということになってしまいます。そのため、純損益の定義について IASB に主張しているところであります。

これらの点について、コメントいただけますでしょうか。まず、徳賀先生からお願いします。

徳賀 リサイクリングの原則と OCI 項目の減少が純利益の質的变化（包括利益化）という形で実現させられるという問題への直接的な回答は、「だから純利益の内包的定義と操作的定義が明確に示されなければならない」ということでしょうか。純利益の定義が明確でなければ、「純利益が包括利益に近づけられており、本来の意義が失われている」という反論ができませんので。

ただ、リサイクリングに関しては、原則ではあるが不可欠ではないという考え方もできます。純利益の必要性を主張する場合に、2つ考え方があると思います。1つは、理論的な形式を強調する立場で、純利益が恒久利益の代理変数として企業価値推定に役立つためには、所有者持分との間で、クリーン・サープラス関係が維持されていることが条件となるので、リサイクリングは不可欠という考え方です。もう1つは実質的な機能を強調する立場で、純利益の企業価値推定情報としての価値を維持するためには、原則としてリサイクリングを必要としているけれども、リサイクリングすることによって

測定値の硬度の非常に低いものが純利益に入ってくるような例外的な状況では、それがノイズとなって純利益の硬度、及び/又は情報価値を下げてしまうので、そのような場合には必ずしもリサイクリングしなくてもよいという考え方です。

小賀坂 米山先生、お願いします。

米山 既にご指摘いただいた内容と重複してしまいますので、手短かにコメントさせていただきます。

ASBJが公表したペーパーに関する議論を先取りすることになるかもしれませんが、例外なきリサイクリングは、利益に求められる性質のうちの包括性(all inclusiveness)と密接に関わっています。ここでいう包括性は、先ほどの小賀坂副委員長の語法と同様の意味です。

この特性は、利益を迂回してキャッシュ・フローを予測することの合理性を根幹で支えているものと理解しています。逆に言いますと、これが失われますと、利益を介してキャッシュ・フローを予測することの合理性は根底から覆されてしまいます。リサイクリングの必要性は、この観点から議論する必要があると考えております。言い換えれば、リサイクリングを伴う純損益とリサイクリングを伴わない純損益とは、外形上類似しているものの、キャッシュ・フロー予測への貢献という点で決定的に異なるという事実認識に基づき議論を行う必要があると考えております。

小賀坂 鶯地理事、リサイクリングについてコメントいただけますでしょうか。

鶯地 まさにおっしゃられたとおりで、将来キャッシュ・フローの予想という観点からは、リサイクルしてクリーン・サープラスを保つということは非常に大事であるということになると思います。その一方、先ほどから出ている話で、期間損益のレリバンスということ考えたときに、どの期の損益とするのが適切か証

明できない場合があると思います。これまで過去10年近い議論で出てきていたのは、やはりレリバンスのないノイズとなる情報を純損益と入れることに対して、投資家がすごく抵抗感を示しており、彼らがそのような情報を調整して使っていることをどう考えるかということでした。

この点に関しては、個人的には、レリバンスを単年度でなく複数の期間で考えて、その複数の期間にまたがってレリバンスがあるのであれば、その複数の期間で償却するという形で平準化すること自体は、レリバンスという観点からは何ら問題はないと思っています。

ただ、秋葉賢一先生(早稲田大学大学院会計研究科教授)の本(エッセンシャルIFRS)にも書いてありましたけれども、何が適切なりサイクルのタイミングなのかということを考えるのが基準設定主体の仕事だろうと思います。ですので、レリバンスな期間対応ができないから、ノンリサイクルとするのは消極的な判断であって、本来やるべき仕事を放棄しているということになりますから、きちっと考えなければいけないと思います。そういう意味でも、今回の反証可能な仮定にしたというのは、より基準設定主体、つまりIASB自身に対して、より高いハードルをかけているということになりますから、そういう意味では方向性としては良いのだと思います。

小賀坂 ありがとうございます。ASBJがリサイクリングを主張するときに、昔から疑問が投げかけられているのは、株式の売却損益をリサイクリングして利益に計上するのはノイズではないかということです。すなわち、株式の売却損益をリサイクリングして当期純損益に計上しても、それは将来キャッシュ・フローの予想には何も役に立たないのではないかとの主張をよく聞きます。そういった情報をなぜ純損益に計上する必要があるのだということを、何度も

問いかけられてきています。その点について、米山先生、コメントいただけますでしょうか。

米山 これはまさしく先ほどお話しさせていただいた、個別項目に関する会計処理が利益計算システム全体のレリバンスに及ぼす影響に関わる問題といえそうです。政策投資株式に係る最終的な売却損益のままでは問題の本質がみえにくいかもしれませんので、ここでは同根の問題として有形固定資産の除却損益を取り上げます。いま、ある有形固定資産の耐用年数を見誤っていたとします。実際よりも長く見積ってしまった耐用年数に基づき減価償却を行っていたとすれば償却不足が生じ、それが除却損失と結びつきます。

この除却損失は、確定しているキャッシュ・フローに関する期間配分の手続から導かれてきたものですから、除却損失の大きさ自体にはレリバンスを期待できないかもしれません。しかし、仮にレリバンスを見出せないという理由で除却損失を純損益の構成要素から除いてしまうと、利益の総額とキャッシュ・フローの総額とが食い違うこととなり、利益を介したキャッシュ・フロー予測の合理性が失われることとなります。

また除却損失を純損益から除いてしまうと、見積りを誤った結果、純損益に過少な償却負担しか反映されていない事実がいつまでも明らかになりません。言い換えると、除却損失を純損益に算入することによって「費用計上額に係る誤差はやがて解消され、投資期間の全体を通算した費用・損失の総額は回収すべき投下資金に一致する」関係が保証されることとなります。そうであれば、たとえ除却損失自体に十分なレリバンスを期待できないとしても、適切な性質の保証を通じて純損益の計算システム全体のレリバンスを高め得ることから、除却損失の純損益算入は合理的なこととなります。同様の議論は政策投資株式についても成立しますから、政

策投資株式の評価損益についても処分時における純損益算入が論拠づけられることとなります。

小賀坂 この点、川西ディレクターからコメントいただけますでしょうか。

川西 概念フレームワークは、財務報告の目的は、将来キャッシュ・フローを予測する上で有用な情報を提供することであるとした上で、財務情報に予測価値、確認価値又はそれらの両方を有する場合に、レリバンスがあると述べています。

売ったという事実、キャッシュが入ってきたという事実に関する情報は、確認価値があり、したがってレリバンスがあると思いますが、この確認価値がそれほど重視されていないように思います。

6 測定基礎の選択

小賀坂 測定基礎の選択について、これまでの暫定決定とその背景について、川西ディレクターから説明していただきましょうか。

川西 これまでの暫定決定では、まず、財務報告の目的、有用な財務情報の質的特性及びコストの制約を考慮した場合、すべての資産及び負債の測定に単一の測定基礎を用いる可能性が低いとして、いわゆる全面公正価値会計を否定し、いわゆる混合属性モデルを支持しています。

測定基礎の選択に当たって考慮すべき要因には、資産又は負債の特性と将来キャッシュ・フローに寄与する方法が含まれています。将来キャッシュ・フローに寄与する方法は、企業が行う事業活動、ビジネス・アクティビティによっても左右されることがあるとされています。また、測定基礎の選択に当たっては、貸借対照表と損益計算書に表示される情報の性質と

レリバンスを考慮することとされており、先ほどご紹介したように、貸借対照表において用いる測定基礎と純損益の算定に用いる測定基礎が異なる場合があることが確認されています。

小賀坂 この暫定決定に対する ASBJ の考えを紙谷ディレクター、お願いします。

紙谷 測定基礎の選択は、純損益に関する議論と密接に関連していると思っておりまして、その意味では両者を切り離すことなく検討すべきだと思っています。その観点から、概念フレームワークにおいて、測定基礎の選択と純損益の定義について、一貫した説明があるべきだと思っています。

測定基礎の選択について、我々としては、投資の性質で使い分けるときと考えており、具体的には、事業投資なのか金融投資なのかによって決定すべきと考えています。原則として、財務業績の報告の観点からは、事業投資については原価ベース、金融投資については公正価値ベースで測定されると考えています。これは IASB のキャッシュ・フローに寄与する方法により測定基礎を選択するという点と類似している面があると思っております。この点、今後、概念フレームワークの公開草案が公表された段階で、この事業投資、金融投資という考え方について、さらに意見発信していきたいと考えています。

小賀坂 昔から ASBJ が主張している投資の性質に応じた測定と、今回 IASB が提案しているキャッシュ・フローに寄与する方法というのは似てはいますが、公開草案では、具体的な測定基礎の選択については詳細に記述しないことを IASB は暫定決定しており、我々としては、考えていることが同じかどうかということが気になっています。

これらの点について、徳賀先生、コメントいただけますでしょうか。

徳賀 両者が同じ方向で議論できるように

なったことは大きな前進と思います。まず、外形基準ではなく、実質基準に基づいた金融投資 = 公正価値評価と事業投資 = コスト評価という分け方は、理論的に明確であるだけでなく、多くの実証研究によって裏付けられています。IASB のキャッシュ・フローに寄与する方法による二分類が具体的にどのようなものかは必ずしも明確ではありませんが、コスト・ベースの測定と現在価値ベースの測定に分類されるというのは、事業投資・金融投資の2区分との類似性を期待できます。ここで、現在価値ベースといっているのは、活発な市場で得られる公正市場価値、活発な市場を想定した Mark to Model による測定値、アームスレングス価値、及び使用価値はいずれも現在価値の現象形態だから、現在価値ベースというまとめ方は理論的に妥当と考えています。しかし、測定主体が異なり、測定値の硬度や信頼性も異なりますから、許容可能な信頼性の程度等に関する合意がなければ、具体的な会計基準のところでは大きな意見の相違を生む可能性もあります。また、事業投資に分類される項目には多様なものがありますので、コスト・ベースを原則とするとしても、具体的な会計基準のところでは意見の相違が顕現するかもしれません。

小賀坂 ありがとうございます。米山先生、いかがでしょうか。

米山 2013年7月に公表されたディスカッション・ペーパーは、資産や負債のキャッシュ・フローへの寄与をどのような視点から捉えるのかという点に関する明確な記述を欠いていたと記憶しています。その結果、そこでは暗黙のうちに「キャッシュ・フローへの寄与は1つの項目について1つしか想定できない」という前提が置かれていたように思います。鶯地理事や川西ディレクターのご説明によりますと、いまでは資産や負債のキャッシュ・フローへの寄与については、複数の視点を想定し得るとい

う前提に立って議論が進められているようです。これは ASBJ が以前から主張してきたことですから、測定基準の選択に関する IASB と ASBJ の議論は、その限りにおいて均質化が進んだようにみえます。

とはいえ、IASB と ASBJ とが同一の「会計観」から「複数の寄与を想定し得る」と主張しているのかどうかについては、慎重な検討が必要であるように思います。損益計算書における財務業績の把握に主眼を置く ASBJ が「キャッシュ・フローへの寄与」という場合、そこで想定されているのは、主として「成果を実現させるために経営者が実際に採択した投資行動に基づく寄与」と考えられます。そうであれば、それとは異なる「もう1つの寄与」は、「採択しようと思えばできたが、実際には採択されていない（採択されなかった）投資行動に基づく潜在的な寄与（典型的には売却処分によった場合の寄与）」となります。「複数の寄与」をこのように解釈する場合、複数の評価基準を使い分けるのは、「代替的な投資行動に基づく潜在的な成果を、実際に採択された投資行動に基づく実現した成果とは別に示す必要が生じる場合」となります。これに対し、IASB が公表している資料においても「複数の寄与」がどのようなケースで起こり得るのかに関する記述はみられますが、いまのところ ASBJ ほどには視点が定まっていないように思えます。せっかくの機会ですので、この問題に関する IASB の基本的なスタンスを鷲地理事に伺ってみたいと願っています。

鷲地 そこは特定の理事と深く議論をしたことがあるのですけれども、やはり、最終的にコンビネーションで、ビジネス・モデルあるいは金融投資、事業投資との違いと深くかかわってくると思うのです。特に難しいのは、やはり株で、株というのは2つの側面があって、純然たる流動性の高いほとんど現金と近いような金

融商品という側面もありますし、それから、全く自分のハンズオンの事業に近い子会社、100%子会社の株ということもあるわけです。事業投資の株は、連結、あるいは影響力のあるものであれば持分法という形になるわけです。ただ、持分法でもない株式というのは、今の位置づけだと、基本的には金融商品会計の範疇に入ってしまう。金融商品会計において株式というのは、日本の場合、政策目的という特殊な目的があるのですけれども、基本的には、いつでも現金に変えられる金融商品であり、また、いつでも取得可能な金融商品であるとみなされます。その場合、株を売ったことと、それから、売って買い戻すということは同時に起こり得る話ですので、特に機関投資家などをモデルに考えると、現金でキャッシュを置いておくということは基本的には考えないので、再投資せざるを得ません。再投資をせざるを得ないということで、トレーディング的な株式運用をしているのであれば、常に公正価値で評価をして、それで見えていくというのが基本的な考え方なので、そういうところでリサイクルで利益が出るというのは、やはり、恣意性が高くなるため、FVTPLが一番良いという考え方になります。ですから、株に関しては、FVOCIでもなく、原価でもなく、FVTPLでやっていくのが一番妥当だということが基本的なコンセンサスなのですね。

株に関しては、FVTPLで、では、なぜ負債性金融商品はFVOCIがあるのかというと、やはり大きな違いは、負債性金融商品は契約上のキャッシュ・フローというのがあって、最大限のキャッシュ・フローが決まっているからです。それはタイミングだけの問題で、キャッシュ・フローのリミットが決まっています。損益というのも、金利で入ってくる金額も全部含めて、はっきりわかっています。

一方、株式というのは、契約上のキャッ

シュ・フローがないものですから、これについてはFVTPLが一番良いという考え方なのです。ところが、一方、日本の政策保有目的株というのは、やはり、そうはいつでも純然たる金融商品とは違うものがあるから、これはいきなり評価損益をP/Lにヒットさせるとボラティリティーが高くなり過ぎるので、それを一時回避しましょうということとOCIを使うということかと思えます。しかし、それにリサイクルを認めてしまうと利益操作ということになるので、リサイクルしていないというのが現状です。ただIASBもこれを全然良いとは思っていないのです。何が一番良いのかということ突き詰めて議論をしたら、果たして株式の会計処理として連結か、金融商品かという、この2つのモデルだけで良いのか、その中間的なモデルがあるのではないかというような議論をしないと、なかなか結論が出てこない。これは基準レベルの話になりますから、概念フレームワークの中で単純には解決はできません。何が申し上げたいかというと、いわゆる測定属性ということとリサイクルと、あるいはビジネス・モデルというのは、ある意味、三位一体的なところがあります。いわゆる持っている商品の性質だけで、その測定を考えるのか、そうではなくてビジネス・モデルで測定を考えるのか、では、その測定を考えたときに、その測定というタイミングも含めて、レリバンスというのは何なのだというのを考えなくてははいけません。例えば、実現したときと保有しているときで、また話が違うわけで、そういうのを全部考えなければいけないので、非常に難しい問題ではあると思います。ただ、唯一言えるのは、株というものに関して、今の金融商品か、いわゆる子会社、関連会社かという切り口で言えば、今はそれしか切り口がないので、これは今のIFRS第9号の範囲内では、現時点ではノンリサイクルに置いておくしか手がなかったというのが現

実だということですね。

小賀坂 米山先生、いかがでしょうか。

米山 現行の基準が公表されるに至った経緯に関するご説明は大変有益でした。ご説明を伺っていると、この問題に関するIASBとASBJの議論は現時点においては必ずしもかみ合っていない、という印象を受けました。双方の議論をすり合わせていくためには、双方による継続的な努力が必要といえそうです。

小賀坂 金融商品、非金融商品という形だけで測定属性を決めることはしていないという点については、IASBも我々も同じと思います。同じ出発点に立っているとは思いますが、個々の資産、負債について、どういう測定値が良いかということについては、やはり十分詰めていかななくてはいけないように思います。

少しお伺いしたいのは、我々は、財務業績についての測定値ということについては、多くの議論をしていますが、財政状態の測定についてどうあるべきかということについては、あまり議論を深められていません。要は、どういう場合に資産、負債の測定に公正価値を用いるべきか、ひいては、それが純資産の金額に影響しますが、米山先生からコメントをいただければと思います。

米山 難しいご質問ですので、お答えできることは限られます。財務業績に関する情報に基づき将来のキャッシュ・フローを予測し、企業の価値を評価するための手法は想定できますが、貸借対照表に記載されているストックの公正価値情報だけにに基づき企業価値を評価する手法の想定は困難だからです。ストックの情報から企業の価値を直接評価するのが困難であれば、ストックの公正価値情報には意思決定モデルにおける直接的なインプット以外の役割が期待されていることになります。おそらくは財務業績に基づき企業の価値を評価するモデルを何らかの形で補足する役割、あるいは補完する役

割が期待されているのでしょうか。ただ、どのようなケースで、なぜ公正価値情報による補足や補完が意味を持つのかという点に関するコンセンサスが得られているとは思えません。ご質問に正面から答えるために必要な意思決定モデルはいまだ開発途上にあるのではないかと感じています。

小賀坂 今の点について、もし、徳賀先生、ご意見があればお願いします。

徳賀 先ほどの繰り返しになりますが、公正価値評価するものとししないものの線引きも、またする場合にその評価損益を期間損益に算入するものとししないものの線引きも、世界で誰も明確に示せていないと思います。そのような意味で、ASBJが主張してきた金融投資と事業投資という分け方は、公正価値評価をしても期間損益に含めないという項目をなくする有力な方法だと思いますので、IASBでも是非再検討してほしいと思います。

ただ、先ほどお話ししましたように、金融投資と事業投資という投資の性質に着目した二区分方式で行きますと、金融投資に分類された項目が広い意味での現在価値評価をされる際に様々な方法があり得るので、その中で何が適切かを決める方法を明らかにしなければならないでしょうし、事業投資に分類されるであろう無形価値への投資は、当初認識以降でどのように測定すべきなのか、又は各期間の利益計算に配分していくべきなのかについて必ずしも明確ではありません

また、ある一定の理論によって、あるべき測定属性値というのがかなり明確になったとしても、例えば、のれん価値というのは、必ずや減価していくけれども、線形的に減価していくのではないというような理論的な説明があったとしても、では、うちののれんはこういうカーブで減価する、うちのはこういうカーブだと、いろいろな曲線が引けることになります。そうい

う場合には、裁量の余地が大きくて、経営者の機会主義的な裁量行動に利用されるからだめだ（だから、会計基準としては、規則的償却を要求する）というような、少し実践的な次元での検討が加えられないと会計基準として使うのは難しいと思います。この問題は、難しいのですが、「泣き別れ問題」を解消していく上でも、今後、ビジネス・モデル（又は、ビジネス・アクティビティ）によるストック評価の展開を期待しています。

7 意見発信の意義、困難さ

小賀坂 ありがとうございます。それでは、次に進みます。純損益に関する議論については、ASBJから積極的な意見発信を行っており、2013年12月のASAF会議では、アジェンダ・ペーパー「純損益／OCI及び測定」を提出し、議論を牽引いたしました。また、2014年5月にはショート・ペーパー・シリーズ第1号「OCIは不要か？」を公表しました。紙谷ディレクターから、ASAF会議におけるペーパーの内容について説明していただけます



ASBJ 副委員長 小賀坂 敦氏

しょうか。

紙谷 ASAF ペーパーでは、包括利益、純損益、OCI の定義、純損益の特徴、リサイクリングなどに関する ASBJ の見解を説明しております。

まず1つ目の包括利益、純損益、OCI の定義については、仕組みの観点から説明しています。包括利益、純損益、OCI が計算構造上どのように算出されるかという観点から説明しており、包括利益は企業の財政状態の報告の観点から目的適的な測定基礎により測定された資産、負債の増減から導かれるとしているのに対し、純損益は、企業の財務業績の報告の観点から目的適的な測定基礎により測定された資産、負債の増減から導かれると説明しています。ここで、包括利益と純損益が異なる場合には、両者をつなぐ連結環として OCI が使用されるとしています。包括利益と純損益の差は、本質的には時期の差ですので、概念上は全期間の純損益の累計額と全期間の包括利益の累計額が一致すると考えています。

次に、純損益の特徴については、仕組みというよりは、純損益の性質から説明しています。ここでは、包括的 (all inclusive) と不可逆という2つの考え方を使って説明しています。この2つの考え方については、後ほど、もう少し詳細に説明させていただきたいと思っています。

次のリサイクリングについては、先ほどから出ている議論のとおりです。こちらについては、関連する資産、負債の認識の中止などが行われる場合には、必ず仕組みとしてリサイクリングされ、リサイクリングしない項目は存在しないと考えています。

小賀坂 この ASAF ペーパーでは、純損益の特徴として、「包括的」と「不可逆な成果」を挙げています。ASBJ では、従来から純損益について、「クリーン・サープラス」、「リスク

からの解放」などの用語を用いて、意見発信を行ってきましたが、今回は、海外の方により受け入れられやすいように「包括的 (all-inclusiveness)」、「不可逆な成果」という用語を用いました。

ただ、我々が主張している中でも、なかなか、こういった言葉についての理解を得られていないとも感じています。紙谷ディレクター、今まで聞かれている反論について、ご紹介いただけますでしょうか。

紙谷 「包括的 (all-inclusive)」と「不可逆な成果」という2つの考え方についてですが、まず、「包括的 (all-inclusive)」については、国際的に説明している中で、ある程度、受け入れられているのかなと思っております。本年9月にフーガーホースト議長が日本に来て講演されたときも、「包括的 (all-inclusive)」という考え方については、かなり共感するところがあるというような発言をされております。ただ、先ほどから話に出ているように、この「包括的 (all-inclusive)」という言葉が、OCI を使用せずに、当期に発生したすべての費用、収益が、その期間で認識されると誤解を受けている感があります。この点については、すべての取引事象がどこかの会計期間で必ず純損益に認識されるという趣旨であることを、追加的に説明していかなければならないと思っています。

一方、「不可逆」については、国際的に説明している中ではさらに難しい面があります。

この不可逆という考え方自体は、我々が従来から主張してきた「リスクからの解放」とコンセプト的には同じですが、これまで「リスクからの解放」について国際的になかなか理解されなかったのが、今回は「不可逆」という用語を用いて、企業の事業活動に関する不確実性の減少に着目して説明しようとしています。投資した時点では期待どおりに成果を生むかどうかに関して不確実性が高いのですが、ある程度、事

実関係が進んできたところで、もうここまで事実関係が積み上げられれば、成果として元に戻ることはないという不可逆な時点を捉えて純損益に認識するという考え方です。ただ、ASAF会議で説明した際には、有形固定資産の減損の戻し入れはどのように説明するのかなどの指摘を受けました。現在、指摘されている有形固定資産の減損の戻し入れなどについてどのように追加的な説明を行うか検討しているところです。

小賀坂 この点について、徳賀先生、コメントをいただけますでしょうか。

徳賀 私はもともと損益計算書と貸借対照表の実質的連携（泣き別れのない状態）が望ましいと考えていますので、公正価値評価が望ましいと考えられる項目の評価損益は純利益に算入されるべきであり、それによって純利益の価値が毀損されるのであれば、公正価値評価すべきではなく、公正価値情報は注記、その他の情報として開示すべきと考えています。しかし、どうもIASBやFASBでは、純利益ベースでストックの評価を決めることに反対の方が多いようですので、われわれには純利益の必要性に加えてOCIの必要性も主張し、その根拠を示さなければならないと思います。

現在のASBJのやり方では、構成要素の1つとしての純利益を理解してもらうのがなかなか難しいかもしれません。ASBJの概念フレームワークの説明の仕方もそうなのですが、純利益は包括利益の中で一定の条件を満たしたものだという説明です。とすると、計算の途中経過や一部なので、構成要素としてあえて定義をする必要がないというIASBの現在の結論を変えることは難しいのではないのでしょうか。必要なのは、2つのボトムラインがあるという明確な主張です。損益計算の視点からいって望ましい利益概念は純利益であり、財政状態計算書の視点から望ましいと考えられる利益概

念は包括利益であると。この2つのボトムラインが重要なのですよという言い方をしないと、IASBは包括利益計算の一部だという位置づけを変えてくれないのではないのでしょうか。もちろん、一部としての位置づけであっても、情報次元での必要性は満たしていますけれど…。

小賀坂 ありがとうございます。米山先生、いかがでしょうか。

米山 ASBJのみなさまはもともと「期待から事実への転化」、あるいは「投資のリスクからの解放」という概念を用いてみずからの会計観を伝えようと試みたものの、首尾良い成果が上げられなかったことから、異なる用語で再度説明を試みた、という経緯は理解しております。ただ残念ながら、言葉の置き換えによって本来伝えようとしていたメッセージが伝わりにくくなっているのではないかという印象を受けました。

そうであれば「正攻法」に立ち返り、当初用いていた「期待から事実への転化」あるいは「投資のリスクからの解放」などの概念に関する海外の市場関係者による「誤解」を解くための手段を再検討する必要があるのではないのでしょうか。

仮に言葉の置き換えという戦略自体は変えないのであれば、「不可逆性」「包括性」などのキーワードがどのような文脈で用いられているのか、という点に関してさらに積極的な意見発信が必要であるように思います。これらはもともと純損益が備えるべき抽象的な特性として用いられています。にもかかわらず海外における市場関係者の関心は「不可逆的な成果とまだまだ可逆的な成果とを客観的に識別するためにはどのような尺度を用いるのか」、あるいは「そもそも不可逆的な成果と可逆的な成果とを客観的に区分し得るのか」という点に寄せられているようです。つまりASBJとしては「投資家らの意思決定にとって有用たり得る利益は、不可

逆性や包括性などの特質を有していなければならない」といえるかどうかの議論を期待しているのに、実際の議論は「個別具体的な局面において不可逆性をどう解釈すればよいのか」などに集中しているようです。次元の異なる議論を試みている旨を粘り強く伝えることを通じて、海外における市場関係者の反応が変わってくることを期待しています。

8 今後に向けて

小賀坂 公開草案公表に向けたIASBボード会議における議論もおおむね終了し、来年第1四半期には、公開草案が公表される予定です。最後に、今後の課題について、皆様から、一言ずつお聞かせいただけますでしょうか。

篤地 公開草案ですので、まだ何も決まったわけではありません。これから1年間議論しますので、皆さんからのコメントを受けて、より議論を深めていきますので、よろしく願います。純損益の問題に関しては、日本だけの最大関心事ではなく、世界中の作成者、投資家、規制当局あるいは基準設定主体も、一番関心を持っているところでございます。

純損益を定義できれば一番すっきりすることは間違いありませんが、純損益の定義がなければ、概念フレームワークとして骨格をなさないのかということ、私は、必ずしもそうではなく、かなり良い線まで来ているのではないかなと思います。ですから、今後議論していただく上で、純損益の定義ありきでそこから先は一步も出ないという議論をしてしまうと、せっかく良い議論をしているところが逆に見落とされてしまうと思います。純損益がないからだめなのだということで、そもそも日本の会計基準とは本質的に違うのだとか、あるいは考えが受け入れられないという変な議論になってしまうこと

を懸念しています。日本の会計基準の根本的な考え方とIASBとで全然違わないといったらいい過ぎかもしれませんが、求めているところはかなり一緒だと思いますし、IASBではデュー・プロセスを経て真剣にこれだけのボリュームの議論をしているにもかかわらず、単に純損益の定義がないというだけで、IASBはけしからんというような議論に短絡的につながってしまう危険を感じています。日本の議論もこれだけ取り入れられているわけですから、もったいないことにならないようにしていただきたいと思います。

小賀坂 徳賀先生いかがでしょうか。

徳賀 私は、もう1度、ASBJでペーパーをつくり直すことができるのであれば、2つ課題があると思っていまして、1つは、先ほどから主張しているように、包括利益の途中経過として、又は区分手法としての純利益の位置づけではなくて、2つのボトムラインのうちの1つだという説得的な説明をすることです。

もう1つは、この間のASAFペーパーでは、測定属性との関係が必ずしも明確に示されていなかったもので、単一属性モデルにおける純利益の定義ではなく、混合属性モデルにおける純利益の必要性について整合的な説明を提示する必要があると思います。この2つが現在の課題ではないでしょうか。

小賀坂 ありがとうございます。米山先生、いかがでしょうか。

米山 純利益情報の要否やその測定・開示手法をめぐるこれまでの議論では、妥協点を見出すための努力が十分に行われてきたとは言いがたく、むしろ自国の主張を通すための政治的な駆け引きに多くの関心が寄せられているように思います。一方が他方を説き伏せる形での決着は困難ですから、こうした状況では「かみ合わない議論」が長期にわたって続くこととなります。それは当事者のすべてにとって不幸な事態

と考えられます。もしいったん「相手の説得」から離れ、それぞれ相手の土俵に立って考える場を設け、議論がかみ合わない原因の究明に努められれば、そのことを通じて相互理解が深まるのではないのでしょうか。「かみ合わない理由」に関する相互理解が促進されれば、それが純損益に関する問題の解決に資するのではないかと期待しています。鶯地理事には、ぜひ、そういう場の設定をご検討いただきたいと思います。

小賀坂 川西ディレクター、いかがでしょうか。

川西 IASBは、概念フレームワークについて、比較的短期間で結果を出すことが重要であると考えています。冒頭、鶯地理事からご説明がありましたように、ディスカッション・ペーパーにおいて扱っていた一部の論点については、ほかのプロジェクトに移管しています。具体的には、負債と資本の区分に関する一部の論点は、資本の特徴を有する金融商品に関するリサーチ・プロジェクトに移管していますし、表示及び開示に関する一部の論点は、開示に関する取り組みといわれるプロジェクトに移管しています。これらの論点の中には、純損益の考

え方や、損益計算書における純損益の表示方法に影響を与える可能性のある論点が含まれていると認識していますので、概念フレームワーク・プロジェクトの動向だけではなく、これらのプロジェクトの動向も注視する必要があるように思います。

小賀坂 紙谷ディレクター、いかがでしょうか。

紙谷 我々としては、継続的に純損益に関して意見発信してきたのですが、現在までの暫定決定には、一定程度、我々の意見が反映されていると思っております。その一方、まだ十分に我々の意見を伝えきれていないところもありますので、今後も継続的に意見発信を行っていきたく思っております。

小賀坂 皆さま、大変貴重なご意見ありがとうございました。

これで本日の座談会は終了したいと思います。誠にありがとうございました。

(この座談会は平成26年11月5日に開催された。)